

## 令和5年度第2回静岡市再犯防止推進協議会

### 1 日時

令和6年2月13日(火) 18時30分から20時00分まで

### 2 場所

静岡市役所静岡庁舎新館9階 特別会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員(敬称略)

天野早苗、池野英樹(代理)、泉谷雅、伊藤康子、後藤清雄、佐々木敏明、  
鈴木久義、高島智恵子(代理)、津富宏、南部圭一郎、間光洋、松永厚司、山田博

#### (2) 事務局

西島参与兼福祉総務課長、宮崎地域福祉係長、濱主査、山内主任主事、木村主任主事

### 4 欠席者

齋藤寧

### 5 傍聴者

2名

### 6 会議内容

#### (1) 開会

#### (2) 議事

ア 付添い支援事業の検証のための部会の設置について

イ 令和6年度市民向け再犯防止講座内容について

#### (3) 連絡事項

ア 協議会メールグループの作成について

イ 令和6年度再犯防止推進協議会委員について

#### (4) 閉会

### 7 議事詳細

#### ○事務局

事務局から説明をさせていただきます。

本市の付添い支援事業につきまして、資料1によりご説明させていただきます。

まず概要から申し上げます。静岡市付添い事業につきましては、開始から約3年が経過いたしました。このことから、より確実に犯罪や非行をした者等を福祉的な支援に繋ぐために、事業内容について検証を行いたいと考えております。

この検証につきましては、専門部会を置くことといたしまして、そちらで検討をしたいと考えております。

続いて、二つ目の付添い支援とはです。まず、現状の付添い支援の内容について、改めてご説明を差し上げたいと思います。

犯罪や非行をした者等を福祉的な支援に繋がられる体制作りを目的といたしまして、満期出所や執行猶予等で保護観察がつかない方を対象に、行政等の支援窓口が付添い、支援を必要とする方を適切な支援制度に結びつけることを目的に現在事業を展開しております。

実際の「よりそい支援員（再犯防止推進）」については、現在は9名の保護司様を委嘱させていただいております。

具体的な支援の流れにつきまして、資料1別紙1により、説明をさせていただきますと思います。

（資料1別紙1により付添い支援の流れを説明）

続きまして、資料1別紙2の図2\_事件の流れにより、付添い支援の対象者の詳細を説明します。

（資料1別紙2により付添い支援の対象者詳細を説明）

続きまして、資料1別紙2下段の表1\_付添い支援件数を見ていただければと思います。

令和3年度から実施しております本市の付添い支援について、対象件数といたしましてはご覧いただいているような推移となっております。

相談件数を一番上の表に書かせていただいております。また、実際に支援を行った件数といたしましては一番下、支援実施件数に記載をさせていただきます。

令和3年度につきましては、支援実施件数6件、令和4年度は5件、令和5年度につきましては2月1日時点で3件という実績でございます。

それでは資料1にお戻りください。先ほど説明しました付添い支援件数については、事業を開始するにあたり当初想定していた件数から下回っております。

ただ、件数が想定を下回ることは、それ自体が悪いことだとは思っておりません。

改めて当初の付添い支援の事業を振り返り、①本当に支援を必要とする方を取りこぼしていないのかどうか、必要な人にサービスの情報が適切に届いているのかという観点と、②福祉的支援に繋げるという目的の中で必要とされるサービスが提供されているのかどうかという観点の二つを持ちながら、

付添い支援事業について検証したいと思っており、検証の方法につきましては、本日当日資料として配付をいたしました付添い支援事業の検証作業部会の資料をご覧くださいと思います。

現在想定している部会員については、静岡地方検察庁から菅野社会福祉

アドバイザー及び藤原主任捜査官。静岡保護観察所から近藤統括保護観察官。静岡地域生活定着支援センターから須田所長。静岡刑務所から黒石福祉専門官。最後に事務局を当市福祉総務課が務めます。

本件につきましては、入口支援として静岡県弁護士会として間委員や、実際に現在付添い支援を実施いただいている松永委員の意見も事業について反映したいと考えておりますが、お二方につきましては現在、協議会の委員をお願いしているところがございますので、今回の部会員の案としては現在含めておりません。

しかしながら、部会の案を提示させていただいているところではあります。実際の作業部会の実施につきましては、その都度また調整をさせていただきながら、お声掛けをさせていただきたいと考えております。最後に実施の内容スケジュールの素案についてです。

最終的には来年度第1回目の静岡市再犯防止推進協議会で結果についてご報告を差し上げたいと考えております。これにあたり、令和6年の3月から4月あたりに第1回作業部会を開催いたしまして、協議会前に第2回部会を開き、報告内容をまとめるといったところを考えております。

以上につきまして、事務局からの議事一つ目の説明を終了させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○後藤会長

はい、どうも事務局ありがとうございました。

委員の皆様、今事務局から付添い支援を約3年やってまいりました現在の検証ということと、新たに作業部会を設けて取り組んでいきたいというお考えでありましたけど、皆様方からまたいろいろなご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。作業部会の設置についてのご意見と、作業部会の構成メンバーについてのご意見を伺うということによろしいでしょうか。

○事務局

はい。

○後藤会長

この話は事前に委員の方に連絡されているのでしょうか。

○事務局

協議会の委員の皆様に対しては、資料で事前に送付したものでございます。ただ、今回部会のメンバーの選出を依頼している所属団体の委員の方、検察庁の方、また保護観察所、静岡刑務所の方々には、直接委員様に対しても、少しお話をさせていただいているというところです。

○後藤会長

そうすると、まず今日出席の委員からまず作業部会の設置そのものについてまた何か意見があるのかということと、またこの構成メンバーに関しての意見が得られるかというようなこと、そういったようなところか

ら意見を出していただければよろしいですか。

○事務局

はい。

○後藤会長

どうぞ津富委員、お願いします。

○津富委員

まず最初に質問なのですが、資料1の3事業の実績と検証内容の②について、付添い支援につながったにも関わらず福祉的支援に繋がらなかった方のことを言っているのか、記載内容をもう少し説明いただきたいと思います。

続いて、意見です。第一に、検証の内容ですが、例えば①について届いているかいないかの2択になっているのですが、もしNOだった場合にどうしたらよいかを検討したほうが良いと思います。必要な人にサービスの情報が届いていないのだとすればどういう形だったら届くかを検証するといったことです。例えば刑務所の例がありますが、刑務所に入っているうちに会っていないとその人は支援とは繋がらないです。強制力が働く保護観察は別として。当事者の刑務所に入っている人にどのような形だったら繋がると思うか意見を聞くのと、支援を受けた方に対しても、本当はどのような支援がよかったかなということを知ると改善に繋がると思います。調査の仕方にもよると思うのですが、なかなか当事者の方は調査に応じてくれないことも多いと思いますが、ご本人の意見を聞かないと難しいのではないかなと。刑務所の中にいる人に対しては、どのようなサービスがあれば利用しやすいかを聞く。ただ自由記述で聞くだけでは意見が出にくいので、選択肢を用意しながら聞いていくといいのかなと思いました。

第二に、部会のメンバーの話ですが、直接事業を運営している方より第三者的な方が客観的に判断できるので、実態を捉えやすいのかなと思いました。

第三に、もともと目的が福祉的支援に繋げるということですが、福祉的支援以外にも、支援はいろいろあるのではないかとことです。福祉的支援と呼ぶことも可能かもしれませんが、銀行口座がつかれない、携帯が持てない暴力団の離脱支援や就労支援などありますから、純粹に支援でいいのではないかと思いました。

ありがとうございました。

○後藤会長

津富委員から1点の質疑と3点の意見がありました。一つ一つ分けていただいた方がよいと思いますので、返答できるところで事務局いかがでしょうか。

○事務局

ご意見の1つ目として、検証については対象となった方や見込みのある方の意見を反映しながら進めた方がよいということで認識をしました。付添い支援を実施した者については、市で情報を持っていますので、その方々にアプローチをしていくことが可能であると考えます。ただ、これから見込みのある方につきましては、部会員の皆様を通じて意見を聞く場を調整したいと思います。

続きまして、作業部会のメンバーについてですが、現在メンバーの案とさせていただいてる方他に、第三者的な視点を設けるといったところでは、先ほど冒頭の説明で申し上げましたとおり、現在提示している案でメンバーが確定するわけではなく、その都度、調整をしたいと考えております。

現時点においてすぐに第三者的な立ち位置の者が思い浮かばないものから、それにつきましては、その調整において、津富委員のお話もお伺いして進めていきたいなと思うところでございます。

3点目ですが、そもそも付添い支援の目的のところ、資料1の2にある「目的」になりますが、ここの支援については福祉的なものに限らないというところでございます。

現在実施している付添い支援事業の枠組みといたしまして、銀行口座の手続きであったり、警察への暴力団等について、必ずしも付添い支援の対象に含まないものではないものと認識はしているんですけども、実際市役所が主導でやってる以上、繋ぐ先の支援窓口といたしましては、市役所等が提供している福祉的な支援が主体となっているところが現状でございます。

こちらについて、部会の中で、予定している検証内容に絡んでくるころではございますが、実際どのような支援やサービスがあれば、より対象者の利用しようと思うものになるのかを検討したいと考えております。

すいません、説明順番は逆になってしまいましたが検証内容の②といたしましては現在申し上げたとおり、現在提供している付添い支援は、基本的には行政の窓口への付添いというものがメインとなっております。これにつきましても、果たしてそれのみでいいのかという観点も含めて、一度部会で検証をしたいという意図が②に書いてあるとおりでございます。

実際に検証した結果、求められているサービスや支援全てを市役所の付添い支援が担えるかと言われましたらそうではないかもしれないのですが、検討の中には含めて実施をしていきたいと考えております。以上で

す。

○後藤会長

今事務局からお話がありましたけど、津富委員からご指摘もありましたが、この検証といった場合、まずどうしても当事者がどこまでどう答えてくれるのか、発言してくれるのかという問題もありますが、柔軟に接していきながら一つの答えを出してくという解釈でよろしいんですか。

○事務局

はい。

○後藤会長

それともう一つ、今ありましたこの作業部会に関してなんですが、どちらかというと専門的な方々がそれぞれの部署から選出されていますが、人数の問題や構成の問題における再考の余地はどのなんですか。

○事務局

調整自体は、問題ありません。

ただ、あまり大人数になってしまいますと自由な議論ができないかなと思いますので、なるべく人数といたしましては多くならないことを考えております。

○後藤会長

ということは、事務局としては人数の方はある程度の制限を設けるとして、津富委員からどなたかという具体的な例はなかったですが、今ここに挙げられてるような部会員の方以外のご意見も反映されるようなものが必要ではないかという、そういうような意見と解釈でよろしいですか。

○津富委員

僕が思ったのはこの方々を取りまとめをする人が必要なんじゃないかと思ってます。

それは市役所の方なのかもしれないんですけど、外側から見の方がいないとちょっと難しいかなと思ったということです。

○後藤会長

ご意見ありがとうございます。事務局いかがですか。

○事務局

はい、今いただいたとおり検討したいと思うのですがすみません、事務局から質問をよろしいでしょうか。

○後藤会長

どうぞお願いいたします。

○事務局

取りまとめについて市役所でもいいのかなという御発言を今いただいたと思うのですが、やはり、静岡市では実際のこの付添い支援事業の実施主体であるところから、検証をまとめる上では、あまり第三者的な立ち位置ではないというふうなお考えでよろしいですか。

○津富委員

この中（提案の作業部会員）では市しかないと思いますけど、あの今の言われた意味ではそういうところもあると思います。

今回の検証内容という問いについて調べてもらえませんかと言って、研究者かどうかわかりませんが、ある程度レポート書ける方をお願いするのがいいのかなって直感的に思います。

○後藤会長

どうもありがとうございます。

その他にも委員の方からありませんか。天野委員どうぞ。

○天野委員

付添い支援件数のところで、相談件数と実際の支援実施件数にちょっと差があるような感じがしてるのですが、これは途中で支援の取下げがあったのか。

検証内容の繋がることのできない者と関係があるんでしょうかということです。以上です。

○後藤会長

どうもありがとうございます。

事務局よろしいですか。

○事務局

確かに相談件数と支援実施件数については差がありますが、この方々につきましては、既に本市の付添い支援事業を介さずとも、既に福祉的な支援に繋がることのできたものというところになります。

付添い支援を実施しようとして断念をしたという者はありません。既に調整の段階で、いずれかのサービスに繋がっていった者ということでございます。

○後藤会長

天野委員よろしいですか。

○天野委員

はい、ありがとうございます。

○後藤会長

その他、ご出席の委員の方からいかがでございますか。

はい、津富委員お願いします。

○津富委員

福祉的支援に繋がったとしても、それが適切かどうか、本人にニーズがあったかということも関係があるだろうという意見です。

○後藤会長

事務局よろしいですか。

○事務局

はい、検証に踏まえていきたいと思えます。

○後藤会長

他の委員の方々からいかがでございますでしょうか。

どうぞ、松永委員。

○松永委員

はい。

今いろいろお話をお伺いしたところで、私が付添い支援をさせていただいております。多分、3地区の中でも私が一番多いのかなと。

当初から、付添い支援をさしていただきましたが、保護司の話も出さないようにということで、あくまで付添い支援としてさせていただきました。

ただ窓口がわかりやすい方がいいだろうということで、静岡市も保護司会に携帯電話を置いたりして、緊急でも誰かが対応できるような形をとっているわけでありませう。

私が付添い支援をやって、その方と話す内容や時間がないんです。具体的な例を申し上げます。

9時40分に地裁へ集合してください。

9時50分開廷、9時55分主文読み上げ、以上。最初は手錠をして入ってきて、10時で手錠を外して付添い支援のところに来てくださいます。ロビーで待ってるのは付添い支援と市役所の方々であります。当初の頃の話はしますが、集まって、さあ今日どこへ行く、どこで寝る、食べる、風呂入るの話から入ってくわけです。

これは大変なことだと思って、付添い支援がもっと早い段階から本人の意向を聞きながら、寄り添ってあげなくてはいけないのかなっていうふうに、思っておりました。

しかし、蓋開けてみたら、私どもよりそい支援員が、該当者、対象者にお声をかける機会がないわけですね。

だから、寄り添うシーンとしては、福祉のことについては何ら助言ができなくて、役所の皆さんが一生懸命やってくれて、最終的には皆そうでしたが、全員ほぼ生活保護のところに行って、その書き方を見てたりする程度であって、本当に付添い支援が必要なのかどうなのかと。私は必要と思うんですが、役所の方々だけでは、やはり対象者の方も堅苦しく思うから、話しぶいと思うのか、私はもっともっとよりそい支援員が寄り添ってあげるの方が、福祉ということは大げさかもしれませんが、その人の気持ちを和らげてあげて、今後の生活どうするっていうようなことをお話しできる立場になったらいいのかなっていうふうに思います。

対象者については、もう我々とは全く縁が切れていますが、今先ほど聞いたら、支援を行った対象者がある大手メーカーの派遣社員だけどそこに勤務してると聞いてほっとしたわけであります。ということで、始めてこの3年ですが、私が寄り添った人の後が初めてわかった次第であります。

そんなことで、私は今までやらせていただいた中でもっと付添い支援が寄り添うことができることがないのかなと。今、市役所の方が主にやってくれて、本当に相手にとって理解があってやってくれているのもわかるわけですが、その中に私以外の方も清水も駿河もそうですけど、支援の方がもっと関わって、その人のために気持ちよく話せる環境ができたらいかなというふうに思う次第であります。

この作業部会のメンバーに入れてくれということ言ってるわけではないのですが、そういうふう感じると、この3年間付添い支援をやってみて思ったことございました。ありがとうございます。



○後藤会長 どうも松永委員、実際携わっていらっしゃるご意見ありがとうございます。ご意見をありがとうございます。

事務局、今の実際に付添い支援を行ってくださった松永委員の3年間のご意見も出てまいりましたが、この部会の構成とかも、そういう意味であの先ほど津富委員からのご指摘の部分と重なるかもしれないんですが、もし何かお考えがあればいかがでしょうか。

○事務局 部会のメンバーの話とは別にして、よりそい支援員が個別のケースに深く関わっていけるようにというお言葉をいただきまして、本当にありがたいところでございます。

どのような支援にしていくのかということについては、ご意見頂戴しながら進めていきたいと思っていますところでございます。

○後藤会長 はい、わかりました。事務局どうぞ。

○事務局 自分も令和3年度の付添い支援の立ち上げのときから担当をさせていただいてまして、松永委員のおっしゃるとおりなのですが、当初この事業を静岡市として始めたときに、出所される方などが地域に入るときに繋がっていないのではないかとということで、そこに課題を感じて基礎自治体である静岡市としてできることが何かあるのではないかと検討し、予算をつけて事業化しました。当時は全国的にもあまり市が事業として更生保護や再犯防止に取り組む事例がなかったものですから、手探りだったところもあります。冒頭申したとおり、件数が上がればいいのかということではなく、やはり中身がきちんとその支援を必要としている人のニーズに合っているのかどうかということ、3年間を踏まえて事業として見直しの時期と考えています。一度立ち止まって検証をするには、市行政の個々の部門だけで考えていてもいい案が出てこないものですから、協議会の場でできた繋がりを生かして、部会という形で皆様のご意見をいただきたいと思っております。

○後藤会長 そういう意味では、人数的な制限もあるとは思いますが、その枠の中で、市内3区それぞれを3年間の実績が得られるかと思うので、携わった方々の意見を反映するとか、またそれ以外に津富委員からの意見を聞きながら検証する作業に入っていただきたいと思っております。

何かそれ以外にこの案件に関してはいかがでございますか。

南部委員どうぞ。

○南部委員 はい。

刑務所の立場からお話させていただきます。この政策ができたときから私も関わっておりまして、やはりこの付添い支援を何とか成功させたいということやってるんですが、なかなか刑務所としても数字が上が

らないということです。ご相談できるケースが少ないんですが、今回の部会のメンバー見ますと福祉に関わってる人たちのメンバーです。

申し上げたいのは、実際に出所者に対する福祉的支援という制度がもう確立されているってということで、実際に数字的に申しますと5年前に比べると対象人数が1.5倍になってます。

実際には特別調整対象ということで、その制度が確立されております。釈放時にそのまま出さないで、ここの部会のメンバーであります地域生活定着支援センターであったり、保護観察所の福祉の担当をしております保護観察官もいらっしゃいますから、そこで認定を受けて、確実に福祉へ繋げています。今年に入っても24名を対象にして、その他前年から比べて32名を基準調整して福祉の施設にもう既に入れております。

福祉支援に繋がる必要のある者は網羅し全て漏れなく刑務所としては繋げています。これは静岡県内だけではないのですが、県内だけで14名を福祉の施設に繋げてるのが実情です。

今後、福祉支援に繋がることのできないものに対しての適切なサービスって言われると、非常に難しい問題が出てくるというか。本人の同意がないとできないが、同意がないものについても何かしら繋げてるところが実情です。全く漏れがないということではないんですが、特に福祉的サービスというと非常に数字的に難しいものがあるんじゃないかと。例えば今後検討するに当たって、例えば我々が福祉施設へ繋げたとしても、そこから逃げる人もいます。

そういう人たちにも寄り添っていくような、制度的にできるかどうかっていうのはわからないんですけども。

また、仮釈放制度を使って出さないということで実施要領が変わって、元々施設は開く日が決まっているので、本来満期の日で調整した方が調整しやすいのですけれども、やはり保護観察という意味からも含めて仮釈放制度を運用して、特別調整対象者を福祉施設へ繋げることもありますし、他の施設から、県外の施設から帰ってくるものも静岡で保護観察所も含めまして、受け入れて静岡へ帰すという調整を両方行っているのですね。

逆に言えばそういう人たちが、仮釈放期間が終わると逃げちゃうというときがあるんですね。仮釈放までは、保護観察ということで縛られているのだけど、仮釈放期間が終わったら、もう満期になるから後は自由だみたいな変な考えがあつてですね。

早々いなくなってしまうというのは、皆さんご存知だと思うんですけど、今後そういうものも含めて何かしら部会で検討していただければいい

いんですが、今の最初から付き添って行くという流れだけではなくて、部会でいろんな問題点とかも出てくるように静岡刑務所の専門官を含めて発言をして、現在そういう調整が非常に忙しい中で、やはり問題点でいくつも出てくるので。今は福祉的支援で手帳の取得とか、各種福祉制度を活用するための障害支援区分とか、介護保険認定とかそういう調整も行ってるんですね。

いろんな意味でそういう形を行いつつ、福祉へ繋げてるっていう実情でして、100%うまくいってるわけじゃないんですけども、WACさんの居住支援法人の方たちにも、地域によってはお願いして福祉関係に繋がったりとかという方策をとっているんで、数字が上がるのが全てじゃないんですけども、支援の形というのを検討の範囲に入れていただいてもいいのかな。

そういうことによって、今までとは違う付添い支援のような、少し推進員の方には大変になるかもしれないんですけど、そういう部分での支援という形であったり、例えば、静岡市で付添い支援をやっているんだという何かしらの広報ツールを作っていただいて、我々が刑務所から全国へ配布し、静岡ではこういうことやってるということを全国の刑務所に知らせていくのもいいのかなと。

あくまでも静岡刑務所にいる人間がみな静岡に帰る人たちじゃなくて、関東方面が7割ぐらいを占めてます。多分WACさん居住支援法人さんは、他県から受け入れた人たちから直接連絡があるんですね。

ということからすると、そういう制度を静岡市が行っているっていうことの広報的な部分を、静岡刑務所から全国に発信はできるかなと。

○後藤会長

どうも南部委員ありがとうございました。

事務局いかがでございますか。

○事務局

ありがとうございます。まさに南部委員がおっしゃっていただいたところを踏まえて検証していきたいと思います。

○泉谷委員

静岡刑務所の方で篤志面接員として仮釈放前の仕事をしています静岡市に帰住する方にこういうのがあるよという（周知が必要）。生活困窮で犯罪をしている方にこういう支援があるという話をすると、どこで受けられるのかどうやったら使えるのかを知らないというのが実情。関東圏の刑務所とかにそういうのを配り、静岡市ではこういう支援があるというポスターやチラシを渡すだけでも支援に繋がるケースが増えるのではないかと思います。

せっかく静岡市が取り組んでいることですから、広報として取り組んでほしいと思います。

○後藤会長

どうも泉谷委員ありがとうございます。

せっかく静岡市が取り組んでいることですからそういう広報をもっと強化して、南部委員からの意見がございましたけど、知らしめていくような作業が必要であると。あとはこの地域生活定着支援センターの方が入っていますが刑務所から直接的につながるものですか。

○南部委員

静岡県では沼津にありますあしたか太陽の丘というところが県からの委託を受けて行っています。

なのでそういう支援対象者がいた場合、例えばさっき言ったように7割が他県から来るので、例えば新潟へ帰す人間については保護観察所の監察官の方で認定面接をしていただいて、認定をもらって。実際の手続きは、静岡県の地域生活定着支援センターが新潟県の地域生活定着支援センターと調整をして、新潟の福祉の施設を探していただいて決まる。

そういう福祉にかかる人というのは、施設から放り出して1人ではいけないので、これは矯正施設の方で福祉関係の特別調整については、移送しなさいという通知が出てますので、うちが新潟刑務所へ身柄を送って、新潟刑務所へ新潟県の地域生活定着支援センターの方が迎えに来て、施設に入れます。

また、逆の立場もあります。最近沖縄から来て、静岡刑務所が受け取って、明日から静岡県内の施設入れるとか。今こそ山口であったり、いろんなところから来ますので、これは本人が自分ではその施設から帰れないっていう人たちに対して、保護カードも全部発行したり、医療に繋ぐ場合は医療情報提供書などを全部準備した上で、そのまま引き渡す形をとっている。そういう制度が出来上がっているので、逆に言うとそれ以外の福祉的支援を何かと探した場合に、なかなか難しいところがある。けれども、社会にいたときに生活保護を受けてる人たちがいて、俺は自分で行けるからいいんだみたいな人が結構いる。さきほど申し上げた生活困窮者の人たちは非常に多いんですけども、遠くへ行く場合に保護観察所で発行する乗車運賃が半額になる旅客運賃割引証を使って帰すなどをしますので、そういう意味では、帰ってくる人たちについて静岡市ではこういうものがあるよというのが多少でもアピールできればと考えます。

例えば新潟に帰す者については、保護観察所の保護観察官に認定面接をしていただいて、静岡の地域生活定着支援センターが新潟の同センターと調整をして新潟の福祉の施設を探して決定します。

○津富委員

補足ですが、あしたか太陽の丘というのは、基本的障害高齢なので福祉的という言葉の意味が曖昧多分二重に使われていて、生活困窮みたいな

福祉というのは必ずしも含まれていないんです。

だから、今回の静岡市の事業というのは、あしたか太陽の丘が見れない分を自治体が見るってところに特徴がある。

○後藤会長

事務局いかがですか。

○事務局

付添い支援の提供するサービスを国関係機関が既に取り組んでいる支援を把握しながら改めて考えていきたいと思ひますし、静岡市としての事業の周知の部分についても部会で検討していきたいと思ひます。

○後藤会長

ありがとうございます。

それでは次に進めさせていただきます。

議事の2、令和6年度市民向け再犯防止講座内容ということで、事務局の方からお願いいたします。

○事務局

では議事の二つ目について、資料2に基づいて説明をさせていただきます。

今年度から市民向けの再犯防止の講座を実施しております。

こちらについては、基本的な目的といたしまして、先ほどの付添い支援における再犯防止推進員の養成、またさらにその先といたしまして、保護司を志す者を増やすこと、これを目的に実施してまいりました。まだ残すところ1回あるのですけれども、こちらについて令和6年度どのような方向で講座を実施すべきかを協議会の場でご意見をいただきたいと思ひます。

まだ令和5年度の講座が終了していない中でございますので、あまり細かい報告書を今この場でご提供しながらということができず申し訳ありませんが、報告も交えながらご説明をさせていただきたいと思ひます。まず、目的は市が目指す「市民が市民に寄り添う再犯防止推進」のために、保護司だけでなく「市民」が付添い支援を実施できるよう、「市民向けの再犯防止推進講座」を実施するものです。

また、講座修了者で、引き続き再犯防止推進に携わりたいと希望するものについて、新たに再犯防止推進員として正式に決定する。

その先といたしまして、保護司の担い手不足が現在全国的な課題となっているわけですけれども、この再犯防止推進員の活動を通じて、将来的に保護司を志す候補者が、増えることを目的としているものでございます。

この講座については「再犯防止に関する支援者養成講座」という正式名称として実施しておりまして、受講生募集の際に使いましたチラシを資料としてつけさせていただいております。

昨年9月29日を第1回目の講座といたしまして静岡地方検察庁様のご

協力をいただきながら、開始させていただきました。

現在第6回を終了しているところでありますが、計7回の連続講座とさせていただきますいております。

最後第7回につきましては2月21日に実施予定です。

令和5年度の講座に係る募集期間と広報についてですが、こちらについては令和5年8月3日から31日までの期間において、主に静岡市内の各生涯学習施設にチラシを配架させていただきました。また、静岡市のウェブページ、ここには通信で配信を行いました。

その結果、申込者数が17名ということでしたが、定員については20名とさせていただきますので、基本的には申込者のこの17名がそのまま受講者数となっております。

この受講者につきましては天野委員にご参加いただいておりますし、また受講者という形ではないのですけれども、会長ご自身と伊藤委員についても参加をいただいているところでございます。

どのような方が受講されてるのかというのを資料2、別紙2に記載しております。

資料には記載はないのですけれども、今回参加いただいた17名の受講生の方につきましては、うち12名が既に何かしらの再犯防止の活動をしていただいたりですとか、日頃の仕事を通じて犯罪をしたものなどに関わることがあったということでもございました。

また、資料2別紙3において、講座の第4回実施時に受講生の方に対してとったアンケートの結果を載せております。

こちらについては講座の内容を承知いただいた上で申し込んだ方に対してのアンケートとなっておりますので、「ちょうどいい」というような回答を多くいただいているところになります。

このような形で令和5年度の講座につきまして、実施をまいりました。

その上で、来年度の講座の実施方針をこの場でお伺いしたいというところになるのですが、現在この資料につきましては案を一つ出させていただきます。

資料2の3の令和6年度講座は目的のところでございますが、令和5年度と対比して、更生保護や再犯防止に理解のある市民を増やすっていうことを目的に置いてはどうかという提案をさせていただきます。内容といたしましては、講座の回数や開催について、令和5年度は平日の日中に計7回の連続講座という参加者にとってハードルの高いものとさせていただきますでしたが、これをなるべく参加しやすいように、

回数を調整したりしてはどうかと。

また、施設の見学やアンケートにもありましたが、受講生同士の交流などにより参加の動機づけを行ってはどうかという内容でご提案させていただいております。

変更の理由を最後にまた記載させていただいてるんですけども、この提案につきましては、最終的に再犯防止推進員までの活動を目指す提案とはしておりません。

理由として申し上げますと、先ほどの議題1にもありましたが現状再犯防止推進員としての活動の場面が多くなく推進員として委嘱を受けたとして必ずしも付添い支援を実施できるとは言えないことがございます。その上で、再犯防止、また更生保護に理解を示してもらえる市民を増やしたらどうかという目的のもとで提案をしているものです。

二つ目の理由といたしましては、第二次静岡市再犯防止推進計画基本方針5に、市役所の役割として「市民にとって再犯防止施策は身近なものではないため、再犯防止に関する取り組みをわかりやすく効果的に広報し、広く市民の関心と理解を得ます」ということを謳っており、この基本方針にかなうものであると考えております。

ただ今回ここに書かせてもらった提案がある一方で、令和5年度実施してまいりました市民向けの再犯防止の講座につきましては、これはまさに静岡市にしかできない要素がかなり多くございます。

立地の面もありますし、皆様にご参加いただいているこの協議会というところもございます。

こういった中で検討していったのが今年度のこの全7回に及ぶ連続講座であるのかなというところもございます。

そういった意味で、この全7回の各機関にご協力いただきながら作り上げてきた令和5年度の再犯防止の講座。これについては静岡市の特色が大きく表れているものでありまして、なおかつ、ここまで再犯防止や更生保護について一体的に学べる機会というのは他にないものであるとも感じているところです。

資料に書かせていただきました来年度の提案と、ただいま申し上げました静岡市にしかできないという意味での再犯防止講座とのいずれの方針で令和6年度の講座を作り上げていくべきか。これについて、皆様にご意見を頂戴したいところでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○後藤会長

どうも事務局ありがとうございました。今の事務局からの養成講座の本年度のこと、また、次年度に関しての大まかな考えのご報告ありました。

けど、委員の方々からご意見、またご質問等あれば頂戴したいと思います。よろしくをお願いします。

どうぞ、松永委員。

○松永委員

はい。

資料 2-2 目的のところの最後のプログラムの上の行ですね、将来的に保護司を志す候補者が増えることを目指します、というお話でございました。私が保護観察所の池野さんの後に保護司の活動についてのお話をさせていただきました。

終わりましたら、その中の 1 人の方が、私保護司になりたいんですけどもっていうお話をお伺いしました。本当に嬉しい話でございます。

これは全国でも多分やってないのではないかなと思います。

ただ、17 名でもそれだけの方がこのことに関して関心を持っていただいたってことは、僕はものすごいことだと思います。

10 名を超える方が、再犯防止について、まさに再び犯罪を抑え、その役割を私はやってみたいなというふうに思ってくれた人たちが参加してくれてるわけですので。

本当にすごいことを静岡市はやってるなっていうふうには思っております。

そういう意味で本当に嬉しい限り、ありがたく思う次第でございます。

○後藤会長

どうも松永委員ありがとうございました。

他の委員の方々からのご意見等いただきたいと思っておりますけども、また、事務局に対するご質問でもどうぞ。

○佐々木委員

お願いいたします。佐々木と申します。

令和 6 年度の開催意義なんですけども、目的である理解ある市民を増やすということであれば、土日を組み合わせるということは可能かどうかということをお聞きしたいです。

私も興味があって参加したいと思っているんですけども、どうしても平日は出席できないので。

土日を加えることが、組み合わせることができるかどうかということ、可能性としてお伺いしたいんですけどよろしくをお願いします。”

○後藤会長

佐々木委員ありがとうございました。

事務局、お願いいたします。

○事務局

はい。ご意見ありがとうございました。

事務局として土日を含むことは問題ないのですが、令和 5 年度実施してまいりました講座にご協力いただきました方々につきましては、行政の機関が多くあります。



そういった意味で、土日を開催した場合にやはり実施ができなくなる団体ですとか場所ってというのは少なからず出てくるのかなというところがございます。

ただ、全ての日程において土日開催ができないのかというわけではなく、内容との調整になるというところなんです。

○後藤会長

全て土日ということであれば組み立てが可能だという解釈でよろしいですか。

○事務局

はい。

○後藤会長

はいどうもありがとうございます。

どうぞ、津富委員お願いいたします。

○津富委員

僕はちょっと違う講座の学習支援講座の講師なんですけど、これ全部土日です。やっぱり、どの時間帯にこれるかによってだいぶ層が変わるとは思います。

これ平日の昼間なので、平日の日に働いてる方はほとんど取れない状況になってると思うので、業務時間内で行政がやろうとするとこういうことになってるのかなと思いますけど、別アプローチもあるかなって思って伺っていました。

できるかどうか別にして、提案というかですけども、3月23日に野田さん来てくださって、また野田さん自身のイベントがこの週末にありました。

野田さんが世話された少年、もう20代の若者が話される場で、非常に貴重な話を聞くことができ、なんていうか好奇心みたいになったりするとちょっと難しいなと思いますけど、この講座を受けられてる方が実際犯罪をした者で立ち直れている方のお話を聞くのは、非常にインパクトがあるのかなと思います。

それと関連しますが、そもそもどういう人がこういうことになってしまいがちなのかとか、なぜ立ち直るのが難しいとか。今のメニューでも基本的にはいいと思うんですけども、支援側の仕事の説明だけではなくて、同時にどういう方々がご苦労されて、例えば少年で刑務所に来ているのか、また、出た後どんなご苦労されてるのかという本人の話も入った方が興味深いのかなと思ったということです。

最後ですが、これ目的が理解のある市民を増やすことですので、この講座も単に学ぶというのではなくて、最終的にどうしたら市民が更生保護や再犯防止に理解が増していくのかというような提言を考えてもらってというのを課題にしたら面白いのではないかと思います。

そういう意識づけでその後も何か活動していくということがあるかもし

れない。単純に理解してもらおうとかじゃなくて、どうやったら静岡市全体に理解が深まっていくかというようなことをいろいろ学んだ後、考えてもらいたいと思います。

また、交流という言葉はどう理解してるのかなと。アンケートを見て思って、ワークショップと交流がしたいは変わらないと思って、どういうことかなと思ってちょっと知りたいと思いました。

○後藤会長

はいどうもありがとうございます。

まず日程的なことも含めると、今の津富委員からは実際に犯罪に関係する当事者の話等も参加者の方々に聞いていただいたらどうだろうかというような意見もございました。また、アンケートのところのその受講者同士の交流にご質問ありましたのでその補足をお願いいたします。

○事務局

はい、ありがとうございます。

土日につきましては先ほど申し上げたとおり、できるものについては検討をしていきたいというふうに思っているところです。なおかつ、その次にお話をいただきました支援側だけではなく、支援対象者について学べる機会というところがございます。こちらについても、これらを組み立てていく上で考えたいところではございます。

今年度につきましてはこの連続講座の枠組みの中ではなく、今こういった講演会を企画しているのですけれども、来年度につきましてもいずれか、講座の中また外で対象者の目線というところを入れていきたいと思えます。

また、講座をスクール形式で学ぶだけではなく、アウトプットの機会をというお話もいただきました。

今年度の講座につきましては、基本的には受講生は講義により学ぶというような形が全てです。何か、受講生の方から発信をするという機会は、基本的には質疑応答を除いてないというような現状でございます。津富委員のおっしゃっていただいた、受講生の方から学んだことをアウトプットするといったものも含めて検討してまいりたいというところで

す。

最後に交流とワークショップについては、こ・こ・にのパンフレットで使用している指標を用いたものになります。

詳細については把握をしておりますが、両方ともいずれかのアウトプットをする機会を持ちたいというような形で認識をしているところでございます。

○後藤会長

どうもありがとうございます。

それでは事務局の各委員からのご意見もありましたので、それを基にも

う一度次年度の計画をご検討いただきたいと思いますけどよろしいでしょうか。

○事務局

はい、ありがとうございます。

○後藤会長

それでは二つの議事がこれで終了いたしましたので、本日の審議事項はこれで終了させていただきまして、事務局の方からのご案内をお願いいたします。

閉会

署名

静岡市再犯防止推進協議会 会長

後藤 清雄

